

平成 23 年度 第 1 回 鎌倉市農業振興協議会議事録（概要）

日 時 平成 23 年 7 月 8 日（金） 15 時 00 分～17 時 00 分

場 所 鎌倉市役所 402 会議室（第 4 分庁舎 2 階）

出席委員 18 名

河野会長、石井副会長、安齊純子委員、安齊清一委員、小澤委員、柿澤委員、
梶谷委員、小泉委員、杉原委員、高橋委員、中島委員、鍋田委員、林委員、
藤代委員、盛田委員、山中委員、山本委員、吉川委員

欠席委員 2 名

大場委員、吉田委員

事務局 花上産業振興課長、渡邊産業振興課農水担当係長、青木産業振興課副主査

議事に先立ち、委嘱状の交付を行いました。

議 事

1 報告事項

- (1) 「鎌倉市農業振興協議会報告書」の施策の取組状況について
- (2) 最近の鎌倉の農業の様子

2 議題

- (1) 農業改善計画審査部会の結果について
- (2) 新たな担い手育成について
- (3) 鎌倉の農産物の調査について

3 その他

会 長：平成 23 年度第 1 回鎌倉市農業振興協議会を開催します。事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局：お手元の資料 1 「鎌倉市農業振興協議会報告書」の施策の取組状況についてをご覧ください。「鎌倉市農業振興協議会報告書」で提案された施策についての取組状況を報告します。

報告書で提案された施策は「鎌倉市の農業を知ってもらうためには」と「遊休農地解消対策について」です。まず「鎌倉市の農業を知ってもらうために」では 7 つの提案がされました。提案された施策のうち、①鎌倉市の農業についての情報発信、②鎌倉（ブランド）やさいカレンダー・レシピ集、③鎌倉の農業紹介ビデオ作成、この 3 点については平成 23 年度に実施予定です。

なお、レシピ集については、市内で料理教室を主宰している市民の方と準備を始めています。ビデオについては来週、鎌倉ケーブルテレビ、JAさがみ、市の三者で打合せを予定しています。

次に④生産場所のPR、⑤鎌倉（ブランド）やさいの販売マップ、この2点についてはJAさがみ鎌倉地区運営委員会事務局と検討中です。看板の設置場所が難しく、販売マップではマップに掲載することにより農家の負担が増えるなどの課題があります。それから、⑥鎌倉ブランドやさい取扱の飲食店によるPR、⑦直売所の増設、この2点は今後の課題となっています。

それから、「遊休農地解消対策について」は、相談体制の確立と担い手育成等で構成されています。まず、相談体制の確立については、①JA施設内での定期的な相談会を設け、昨年は3回実施し、11件の相談を受けました。今年も3回程度を予定しています。②農地の貸し借り情報、③農地としての利用集積の推進、④農業者の状況把握、この②～④の3点については日常業務の中で取り組んでいます。

次に担い手育成等ですが、①認定就農者の受け入れについて、昨年は実績がありませんでした。②農業研修生の受け入れについても、昨年は実績がありませんでした。本年度は今のところ話はありません。③援農ボランティアの募集、こちらについては未着手です。以上、報告書の提案についての取組状況です。

会 長：1つ目が「鎌倉市の農業を知ってもらうために」、2つ目が「遊休農地解消対策について」ということです。質問、意見はございませんか。新しく委員になられた方はいかがですか。

委 員：野菜の販売マップの所で、マップに情報を掲載することにより農家の負担が増えるため、JAさがみ鎌倉地区運営委員会と検討中とのことでしたがどのようなことですか。

事 務 局：マップ作成の掲載で販売場所として考えられるのは、鎌倉市農協連即売所やスーパーなど、それ以外にご自分の自宅の前などでの販売です。

以前、JAの方が、マップ作成を検討した際に、自宅前での販売については、売るものの量や販売時間などは、農家の都合であるのに、市民の方にしてみれば新鮮で安全なものが食べられるということであるので、「予約をしたい」「もっと量がないのか」など問い合わせ等が多く、マップへの掲載はしないと協力を得ることができなかったそうです。そのあたりの問題点があるので、作成はしていません。

委 員：(1)のうち、⑥鎌倉ブランドやさい取扱の飲食店によるPR、それから⑦直売所の増設、これは取組状況と今後の予定という中で、まだ、未定と言うことですが、その辺りの状況はどうでしょうか。

事 務 局：この辺りを再度ご協議いただきたいと思います。

まず、⑥鎌倉（ブランド）やさい取扱いの飲食店によるPRは、お店にしたら当然新鮮な野菜が有るということをPRし、お客さんに来てもらいたいということがありますので、既にそれぞれのお店のPRとして取り組まれております。横須賀市や藤沢市では、市や商工会議所が一緒になり、地場物を使っていますというPRをしています。鎌倉市内のお店では、鎌倉野菜を使っていますというように観光客にPRをしているのが現状です。⑦直売所の増設については、第一期協議会で、十分協議ができませんでした。農業者の代表者の方からも野菜を出荷できる農家がいるのか、本当に直売所を造って売れるのか、もう少し調査をしてからやってみたらどうかという意見がありました。

しかし、皆様のお話の中で、市民の方に鎌倉の野菜を提供する場所があった方がいいということもあり、提案の中に入れてあります。

委員：前回か前々回の会議で、「⑦直売所の増設について」を今後議論するという事になっており、事務局から説明があったとおり、更に必要ではないかという意見があったと思います。鎌倉市内で直売を行っているのは、若宮大路にある鎌倉市農協連即売所だけです。農家であれば誰でも自由に持って行き販売できる直売所は、鎌倉の中にはありません。

最近、JAさがみが、藤沢市の亀井野に「わいわい市場」を造りました。農家であれば誰でも持っていくことができ賑やかです。そういうものが鎌倉にもあればいいのではということで、協議会で話題として出ていたと思います。そのあたりは見極めが必要だと思いますが、今後も議論をしていくべき内容だと思いますので、何かの機会にその話題を入れていただきたいと思います。

会長：報告書の中で「直売所をもう1つ新たに造ることを検討すべきである。」という意見があったと思いますが。

事務局：報告書の最後にあります。今期のテーマは「担い手育成」と「直売所」です。「担い手育成」の部分は前回協議できておりませんので、もう一度皆さんからの意見をいただきたいと考えています。「直売所」については、再度どうなのかということをご協議いただければと思います。

会長：市民代表の委員の方は、いかがですか。

委員：私は、深沢に住んでいますが、夏になりますと小さな直売所が出ます。数として多くはありませんが、確か5軒程あります。本当に小さい直売所で、曜日を決めて売っているところもあれば、採れた時だけ野菜がビニールに入れて置いてあるというような所もあります。

会長：それは、無人ですか。

委員：曜日が決まっている所では、その時間帯だけ野菜を栽培した方が立っています。お金は事務所の中へ持ってきて下さいという事で、ほんの5歩も歩けば事務所へ行ける場所に出している方もいらっしゃいます。

- 会 長：他の市民委員の方はいかがでしょうか。
- 委 員：私も、夏の暑い時期や冬の寒い時期は、農協連即売所に、なかなか行くことができません。ですから、なるべくたくさんの場所に直売所を造っていただければ、お子様連れの方やお年寄りの皆様が喜ぶと思います。
- 会 長：おそらく、市民の方は是非直売所を増やすことをお願いしたいということだと思いますが、生産者の方はどうでしょう。直売所に出荷する方の希望は多いのでしょうか、いかがでしょう。
- 委 員：私も生産者の1人ですが、実は、私も無人直売所を始めました。そこに毎日、キュウリ、ナス、インゲンを出しています。市場価格よりかなり安くして、なにしろ売り切ってしまうことでやっています、無人なので半端な数字を出すと大変だということで、1袋 100 円を出しています。スーパーなどでも、例えばキュウリ1本で50円、60円を出しているところもあります。私は安くして、4本 100 円で売っていますが、1、2時間で売り切れてしまいます。大体、キュウリ、ナス、インゲンを、70袋から80袋作ります。それを置いておくと1、2時間で売り切れてしまうということは、やはり、直売と言うのは、すぐに採って、新鮮で、安いということもあるかも知れません。農協連即売所のようにたくさんの農家が野菜を持っていける場所があれば、私は全部そこへ持っていてもいいですが、もしそうになると青果市場には出荷しなくなり、八百屋への地元産の野菜の流通が少なくなるかも知れません。両方をうまく使いたいと思っています。
- 会 長：委員は、お近くにもう1つ直売所が出来れば、そこに野菜を出したいということですか。
- 委 員：近くにあればそこに持っていくつもりです。
- 委 員：無人販売所は、PRが足りないと思います。普段通っているときは何も無いのに、木曜日と土曜日だけは直売所が開いてますと言われました。偶然通ったから知っただけの話で、ただ道端に小屋があるだけで、野菜が何も置いていなければ、直売所とは判りません。直売所が開いている曜日がわかっているならば、興味のある方はちょっと行ってみたいと思うでしょう。
- 会 長：そうですね。個人でのPRはなかなか難しいですし、農家としても、収穫状況によっては火曜日と木曜日に出せない時もありますし、連続でいつも確実に出せればいいのですが、そこが問題点だと思います。
- 事 務 局：今、この報告書にある直売所の増設というのは、小さなものではなく、ある程度の規模で、農家の方が持ってくれば売ることができる場所というお話ですが、現在のレンバイという場所以外に他の地域にも欲しいというご意見ですね。実際、市内の農家数は、増えていません、逆に減る可能性もあります。販売もいろいろな流通形態になっていて、直売に出す方もいれば、スーパーに出す方

もいますし、インターネットで販売する方もいますので、皆さんがそれぞれいろいろな方法で購入できるようになってきました。

藤沢市の直売所は、自動車が利用できます。鎌倉では、そのようなものは難しいと思います。報告書の直売所とはそういうものをイメージしています。小さなものは先ほど会長がおっしゃるとおり、PRをしてしまうと、様々な弊害があり、農家の皆様にとっては厳しいと思います。

会 長：他に、ご意見はありますか。

委 員：本日の資料1の(1)「鎌倉市農業振興協議会報告書」の施策の取組状況について、「鎌倉市の農業を知ってもらうために」で提案された7点をみますと、鎌倉ブランドやさいを商工連携でどのようにPRするのか、販売マップ、直売所、お店で加工、料理、家庭でどう使ったらよいか。レシピへの展開などがあげられています。しかし、これからの鎌倉ブランドやさいの生産をどう考えていくのか、その前に現在の生産状況がどうなっているか、鎌倉ブランドやさいがどの位作られているのか、その辺りがよくわかりません。

2005年農林業センサスですと、総農家数が169戸、そのうち販売農家が84戸ですが、そのうち何戸の農家が鎌倉ブランドやさいを作っているのでしょうか。また、鎌倉ブランドやさいは、鎌倉ブランド会議に登録している農家がブランドを名乗れるということですが、登録農家が今どの位いるのでしょうか。生産量がどの位あるのか数字的に生産量を押さえておかないと、せっかく直売所を建てても売る鎌倉やさいがないといったことになりかねません。生産量のほか、加工にどの位使ったのか、直売所へどの位出したのか、そういった生産・流通に関するデータが必要になってくると思います。

会 長：鎌倉ブランドやさいを作っている農家の方がどの位生産しているかについてですが。

事 務 局：今日の次第にもありますとおり、議題(3)鎌倉の農産物の調査についてということで、委員のご意見のようなことを提案として説明する予定でした。

会 長：鎌倉ブランド会議に登録しないと鎌倉やさいとは言わないのですか。

委 員：鎌倉ブランドの会議でブランド登録農家が生産した野菜全般を「鎌倉やさい」と呼んでいます。今ここにマークがありますが、ようやく商標登録ができたので、ある程度の規制は作らなければいけません。このマークを使いたい人は、鎌倉ブランド農家として登録してもらうことになります。

事 務 局：鎌倉ブランドマークの紹介をしてもよろしいですか。

会 長：お願いします。

事 務 局：「鎌倉市農業振興協議会報告書」の施策の取組状況の次のところでお話をする予定でした、鎌倉ブランドのマークの商標登録について報告します。

昨年7月にJAさがみから商標登録を申請し、今年3月16日に登録が完了し

ています。今後につきましては、JAさがみ鎌倉地区運営委員会の鎌倉ブランド会議で、使用について農家の皆さんと確認、整理をさせていただく予定です。

今、ご覧いただいていますマークの登録は、2種類あります。黄色で鎌倉やさいと書いてあるのが野菜に使うマーク、もう一つはモノクロでいろいろなものに使える汎用型、その2種類を商標登録しました。ですから、先ほど委員が言われたように連携が取れば他の産業と関わることはあります。

会 長：他に、野菜で商標登録されているものはありますか。

副 会 長：「湘南野菜」というものがあります。

委 員：横浜市ですと、「浜っ子野菜」、「浜ちゃん」というものもあります。

会 長：では、初めてというわけではないのですね。

委 員：そうです。「鎌倉野菜」という言葉がネット上にあふれているので、先にそれを押さえておきたかったのです。

会 長：商標登録は、このKのマークも含めて、鎌倉やさいという文字も合わせて、登録しているということですね。

委 員：「鎌倉やさい」の文字だけを登録することはできないのでしょうか。

事 務 局：地域団体登録商標というものであれば、地域名と野菜を使用できますが、どの
のどういうものということを証明しなければなりません。しかし、「鎌倉野菜」
はそれを証明することができません。加賀野菜や京野菜でも、なかなか地域団
体登録商標として登録できないとのこと。特定の野菜の種類があるとか、
地域で認知されていることの証明が出来ないのです。「鎌倉やさい」は、普通の
商標登録です。

委 員：商標登録にある、周辺地域というのはどのあたりまでを指しますか。

委 員：本当は、鎌倉市内だけで登録したかったのですが、鎌倉の農家は、関谷だけ
でなく隣接している藤沢市や横浜市の農地も所有しています。鎌倉の農家なのに、
横浜市で栽培しているから含めないとは言えませんので、及び周辺地域でいい
のではないかという審査官の判断でした。

会 長：鎌倉の方が藤沢の農地を借りてやるということもあり得るわけですね。

委 員：そうです。

会 長：鎌倉ブランド会議に入るための規約はあるのですか。またどのような手続きが
必要ですか。無人販売をしている方は入れないのですか。

委 員：無人販売所の方も登録すれば、鎌倉ブランドマークを利用して販売できます。

委 員：ビニールの袋にマークがついていますね。

会 長：登録は無料ですか。

委 員：無料です。鎌倉ブランド会議に同意書を出していただきます。今後、審査会と
いう組織を作る予定です。

会 長：減農薬、減化学肥料というのは。

- 事務局：環境にやさしい減農薬の実践などです。登録農家と同意内容をもう一度確認する予定です。鎌倉ブランド会議で鎌倉ブランドマークの運用をきちんと確認していこうとしています。
- 会長：商標登録もできましたし、⑦即売所の増設については、今のお話を伺うと皆様が希望しているようですが、即売所を増やすことについて、今後も検討していかななくてはなりません。
- 事務局：先ほど、委員からご意見がありました。やはり生産の状況を確認しなければならない、そこが重要ですね。
- 会長：飲食店の方での鎌倉野菜のPRは、飲食業の方から始まったということですね。
- 事務局：そうです。「鎌倉野菜」と明確にうたっているレストランもありますが、私の印象ですと地場産の野菜を使ったレストランと言っているところもあると思います。多分鎌倉産が手に入らない時期などもあろうかと思えます。
- 会長：この⑥鎌倉（ブランド）やさしい取扱いの飲食店によるPRにつきまして、懸念されるのは地場産の野菜を使っているかどうかということですね。そうしますと、⑥は未定のまま、⑦は少しと言いますか、かなり前向きに考える。ただし、生産者の話を後で聞いてから検討することにしませう。
- 委員：⑥番について話していいでしょうか。私は農協連即売所で販売していますが、野菜を販売していて、どこで食べられるのですかということをお客様に聞かれます。全て鎌倉やさしいを使わなくてもいいので、「鎌倉やさしいのサラダが食べられます」、「鎌倉やさしいの煮物が食べられます」ということだけでも分かるようなお店のマップがあるといいですね。観光客の方は、食事をするところを探しているので、そういうことを飲食店の方から教えてもらえば、こちらから宣伝できると思います。テレビ取材などを受けた時にも思いますが、どこかいいところがありませんかということをお客様に聞かれますので。
- 会長：何か表現を考えた方がいいですね。そのお店には必ず「鎌倉やさしいがあります」という書き方にすると難しくなるので。
- 委員：先日、お友達とランチに行った時に、レストランで鎌倉やさしいとあって、こちらの野菜は全て、今日の朝、鎌倉の市場で仕入れて来たものということです。出されたものは、ほとんどが珍しい野菜でした。それを写真に撮らせてもらって、帰って即売所に出している何人かの農家に聞いてみましたが、そのような野菜は自分は作っていないと言われ、このレストランで本当に鎌倉やさしいを出しているのかしらと思ってしまいました。珍しくてお客さんが喜ぶという理由で、他の所の野菜を「鎌倉やさしいです」といって出しているかなと思ってしまいました。マップでここと、ここのレストランは本当に鎌倉やさしいを出しているということが分かっているならば安心して食べることができると思います。
- 会長：このようなこともありますので、やっぱり何か作った方がいいということでは

ようか。ただし、品切れの時もあるということ。

事務局：行政がそれを一生懸命やるというのはどうかと思います。インターネットのブログで「鎌倉やさい」を紹介していただいたりすると、レストランに行った時など、イメージがつながります。少し検討が必要かと考えます。

会長：わかりました。遊休農地の方についてはいかがでしょうか。まだ、なかなか進まないところではありますが、特に（２）のＡ、イは難しいところで、まだ数が出ているところは少ないですが、よろしいでしょうか。それでは、最初の報告事項（１）「鎌倉市農業振興協議会報告書」の施策の取組状況については、いくつか検討を要しますが、これで説明は終わりということにさせていただきます。それでは、報告事項（２）最近の鎌倉の農業の様子について、事務局から説明をお願いします。

事務局：本来ですと、この３点について報告する予定でしたが、１点目の鎌倉ブランドマークの商標登録については、先ほど報告しましたので省略します。

残り２点について、報告をします。紙の資料がありませんので、こちらの画像をご覧ください。

まず１点目ですが、最近、市内の農地にカラスの被害が出ています。６月に入り、関谷の農地でトウモロコシとキュウリにこのような被害報告が出ています。対策についてはＪＡと協議中です。

委員：対策についてですが、今ご覧頂いているとおり、トウモロコシについては、作付けした農家が１本も売ることが出来ない状態になってしまったという話を聞いています。また、キュウリがやはり２００本から３００本、他にエダマメもやられていました。更に、サツマイモの苗は、植えた苗を見に行ったら植えたものが全部抜かれて、干からびてしまったという話も聞いています。

農家もいろいろ対策を立てています。カラスが入らないように網を張る、テグスを張る、またロケット花火を使って音で追い払うという策しか見当たらないということです。私たちＪＡとしても、何か対策をしなければいけないと思い、ＪＡ本部の方にも話をし、良い対策がないかということで検討していますが、カラスは学習能力が非常に高いので、少々の対策をやったぐらいでは害が無ければすぐに戻ってきて、また悪さをするという状況が繰り返されています。何かいい策があればやって行きたいと考えているのが実際のところです。

私どもの方では、鳥獣保護ということもあるので非常に難しいと思いますが、更に被害が出るようであれば捕獲をするしかないと思います。ただし、市に申請して、捕獲が出来るのか分からないという部分もありますし、そのあたりは県に確認してみなければわかりませんが、ＪＡさがみ管内でも、捕獲を行っているところがありまして、綾瀬地区で行っていますが、年々規制が厳しくなっていて、時間帯であるとか、制限の解除が出来ないということもあります。

とはいえ、他に有効な対策はないということなので、そのあたりは産業振興課と調整して、いい方向に向かえばと思っているところです。

会 長：これは、カラスが増え過ぎているのでしょうか。それとも、カラスは今までどおりだが、学習効果でそうなったのか、エサが足りないのか、原因は何でしょうか。

副 会 長：特別、カラスが増えているということはありません。

委 員：カラスについて、一時間題になったのは、20年くらい前に関谷の畑に市内で出るごみの焼却残土を埋めていた時期がありました。その時に、一時調査して、いろいろ検査をして、鎌倉市は関谷地域が有害鳥獣保護地域のため何も出来ないということでした。その時はJAや市役所と相談してテグスを張ったり、CDを吊るしたり、いろいろな対策をしました。一時、多少の被害が出ていましたが、今年は何年にも比べ、特に被害が多いのです。

副 会 長：今回はカラスですが、タイワンリスやアライグマ、あるいは飼い主が捨てていったキジなどにより、かなり被害が出ています。

会 長：全国いろいろなところに行きますが、鳥獣害の問題がたくさんあります。シカを捕獲する際には、皮や肉を使うということですが、カラスに使うわけにはいかないのが難しいですね。

委 員：面白いもので、群れには必ず見張りがいます。見張りが何羽かいて、実行部隊がいて、人が寄ってくるとカァカァと鳴いて、群れ全体で飛び立ってきます。人が見えなくなるとまた集まってきてという具合です。

副 会 長：場合によっては、人を襲ってくることもあります。

委 員：子どものカラスを捕まえても意味はありません。群れのリーダーと思われるものを捕まえないと全く効果はないという話を聞いておりますし、山梨県の方でカラスを1羽捕獲したそうですが、捕獲したら他のカラスにワァーと襲われて、怖くなってその捕獲したカラスを逃がしたというようなことを聞いています。

副 会 長：捕まえたカラスを竹に付けておくと、ワァーと集まってきます。

委 員：一番いいのはカラスの羽根で、それも群れのリーダーの羽根をぶら下げて置くとカラスは来ないということを聞いています。このような話は、JAさがみ管内で確認したところ鎌倉だけです。他の地区である、藤沢や綾瀬に聞いても、カラスの被害は余り出ていないということを聞いています。

会 長：また情報がありましたらよろしくお願いします。
それでは次の内容についてお願いします。

事 務 局：3点目になりますが、昨年の7月に実施しました第1回農地相談会で相談があった、所有している生産緑地を市民農園として開設することになりました。鎌倉市で初めてとなります。場所は今泉台一丁目、区画としては20区画を予定しています。この件は、6月の農業委員会定例会で既に承認を受けています。8

月中の開設に向けて準備を始めました。こちらは募集チラシの案です。このように募集をかける予定です。

会 長：市民農園を利用される方をどうやって選ぶのですか。

事務局：抽選を予定しています。ここは、駐車場が無いので、少し不便です。

会 長：利用料は 15,000 円ですか。1 年契約で支払いは、1 年毎に 15,000 円を支払うということですか。

事務局：そうです、所有者の方が決めました。

会 長：よく、水田のオーナー制と言うものがありますが、そういったものと比較して高いのでしょうか。

事務局：安いのではないかと思います。

会 長：1 区画はどのくらいですか。

事務局：3 m×11m で、今の市民農園の 2 倍くらいです。

会 長：3 m×11m というと、結構広いですね。

今、鎌倉市が開設している市民農園は何か所ありますか。

事務局：大船地区で 1 か所開設しています。区画は 140 区画です。

会 長：ご質問、ご意見はありますか。まず商標登録、カラスの被害について、市民農園について、この 3 つについて何かご質問はございませんか。なければ、議題に入ります。

それでは本日の議題に入らせていただきます。まず、最初の議題としまして「農業経営改善計画審査部会の結果について」ということで、説明をお願いします

委員：お手元の資料 2 「農業経営改善計画審査部会の結果について」をご覧ください。

6 月 28 日に開催しました農業経営改善計画審査部会の結果について平成 23 年 5 月 10 日に、鎌倉市城廻●●番地 株式会社●●●●● ●●●●●さんから、農業経営改善計画認定申請書が鎌倉市長に提出されました。この申請書について市長から、農業振興協議会会長宛に審査の依頼がありましたので、農業経営改善計画審査部会において審査を行ったものです。

農業経営改善計画認定申請は、認定農業者制度と言われ、農業経営基盤強化促進法に位置付けられています。これは農業者が「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」を目標として自分の農業経営の改善を考え、目標とする計画を認定する制度です。

申請者である株式会社●●●●●は、平成 22 年 6 月 29 日に法人として設立され、取締役には、本協議会委員である●●●●●さん、農業委員である●●●●●さんが就任しております。株式会社●●●●●は鎌倉で生産された野菜を無駄なく大切に扱い、高齢化する鎌倉の農業者の今後を考え、自分たちができることから始めて鎌倉の農業の担い手となることを望んでいます。

部会では、その計画の実現性などについて、別紙のような意見が出されました

が、農業経営基盤強化促進法第 12 条及び農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条の規準に適合しており承認したことを、本協議会に報告するものです。

会 長：株式会社●●●●●から提出された農業経営改善計画認定申請書について、農業経営改善計画審査部会で審査した結果承認されたということですが、これにつきまして何かご意見はありますか。

特にご意見がないようでしたら、本協議会として農業経営改善計画認定申請を了承したことを、後ほど市長に報告申し上げたいと思います。続きまして議題の（２）新たな担い手育成について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局：お手元の資料 3 をご覧下さい。平成 22 年 11 月 8 日開催の、第 1 回鎌倉市農業振興協議会での意見要約でございます。昨年の協議会で担い手育成に対して委員の皆様からいただいた意見を要約してみました。意見の視点は大きく分けて「新規の就農者に対して」と「後継者の育成に対して」でした。

新規の就農者に対しては相談窓口、就農の基準、資金や土地の提供、受け入れ体制作りなどに対して意見がありました。まずは専門機関での相談で就農に対する考え方の確認が必要であることが担い手育成の入り口ではないか、その窓口を通り就農となったら、鎌倉としての基準、資金や土地のこと、受け入れ態勢などへ繋がっていくという意見でございました。

後継者の育成に対しては、所得がポイントである、労働力の取り入れ、農業経営を考えることが後継者養成の鍵といった意見が出ておりました。

会 長：資料 3 でございますが、いかがでしょうか。意見の要約は新規の就農者に対してと、後継者の育成に対してということで、なかなか結論の難しい話で、今後この 2 つにつきましては検討していかなければなりません、ここでは、これで何か決定をするということではございませんので、ご意見をいただければと思います。

委 員：意見ではありませんが、相談窓口としてかながわ農業アカデミー、そして神奈川県就農参入支援課というところがありますので、簡単ですがご説明します。神奈川県では平成 18 年 4 月に都市農業の推進ということで、神奈川県都市農業推進条例を制定しました。この中で神奈川県におきましては、意欲ある、そして多様な担い手育成を推進するということを目指して、まず、かながわ農業アカデミー、これは海老名市の杉久保にあります、昔の農業大学校です。ここの就農支援ワンストップサービス、個人の相談者の方を対象にした窓口を設置しました。平成 22 年度の実績としましては、延べ 297 名の相談を受け、最終的に農地を借りて、就農された方が 20 名ほどいました。

一方、法人の参入相談は神奈川県庁の中にあります、就農参入支援課というところに窓口を開設しました。これは平成 21 年 4 月に開設しており、平成 21 年には、4 つの法人の参入を支援することが出来ました。この中には、牛井の吉

野家、ここが横浜市の青葉区で参入しています。神奈川県では基本的には農業者の就農を中心に支援していますが、担い手が非常に不足している中、新たな担い手として企業、若しくは NPO 法人を含め、様々な方々の支援をしていくという形で進めております。

会 長：吉野家は、NPO 法人でやっているのでしょうか。それとも株式会社でしょうか。

委 員：農業生産法人と申しまして、地域の農家の方3名と一緒に約3反、3,000平方メートルの農地を借りて参入しました。ただし、現在では、地元の信用も得ており、1.3ヘクタールまで作業委託の面積が広がっています。現在タマネギの栽培などをして、吉野家は、それを牛井に入れて使っているようです。

最初はコメの裏作でタマネギを作るために借りていましたが、表作でもコメを作ってほしいという話が出たのでコメも作っています。

また、昨年の秋には、地元の小学校でキッチンカーを使い、作ったコメとタマネギを使って、牛井の試食をさせたという話を聞いています。

会 長：吉野家は、残飯を畑に使用するなどのリサイクルみたいなことはしているのですか。

委 員：残飯は使っていません。残飯は、平塚市にあるフリーデンという畜産業者が同じ市に拠点をおくスーパーと提携して農業生産法人を設立し、自社の堆肥を使ってコマツナの施設栽培を行っている例があります。

会 長：新規就農者、後継者の育成については、協議会では考えていかなければならないと思いますので、今後ともいろいろな情報、意見等を皆様からいただきたいということでよろしくお願ひします。それでは、(2) 新たな担い手育成についてはここで終わりにしておきまして、(3) 鎌倉の農産物の調査についてということで、よろしくお願ひいたします。

事 務 局：それでは、議題(3) 鎌倉の農産物についてご説明します。特に資料はございません。

先ほども委員からお話がありましたが、鎌倉市内で生産される農産物の収穫量は、国の統計資料である農林業センサスの調査結果を利用していますが、実際には正確な数量というものは把握していません。そこで、今後の鎌倉の農業振興の検討などに、また今回のような地震でいろいろな被害を受けた場合の基礎資料として必要ではないかと考えています。このような調査の実施を考えるとどうかと思ひまして、皆様のご意見をお伺ひしたいと思ひます。

会 長：農家の収穫量ですか。

事 務 局：そうです。農家のデータは、農家台帳等がありまして、農業委員と協力しながら情報を把握しています。

会 長：収穫量はきちんと把握できるのではないのでしょうか。収入というとなかなか難しいので無理だと思ひますが。

委員：収穫量ですが、私のところにも今年の3月まで農林水産省から収穫量の調査が来ていました。それに関して、市場やスーパーに出荷すると、受領書があるので何キロ出荷して、値段がいくらということが出ますが、直売所だけに出荷していると、収入金額は分かりますが、何キロ売ったということが把握できません。農林水産省の調査には、コメントで「直売だけしているので自分では数字が把握できない」と質問したら、栽培面積だけでもいいので記入してほしいということになりました。今、市役所の方が把握できないというのは、鎌倉は半分近くの農家が直売をしているのでそういうことで数字が出てこないのだと思います。

会長：栽培面積であれば出せると思いますが、それすら難しいですか。

委員：普通は、10アール、20アールという単位でやっていますが、鎌倉の農家の場合は1アールや2アールという作付面積で、そこに何回も蒔くので。

会長：1作だけでなく、何回も繰り返しますよね。

委員：他の地域のように、キャベツを出荷箱で2,000箱出したから今回の収入は何トンであるという計算が出来ません。そういうレベルになると、税務署にやってもらうしかありません。

会長：今、そちらでお考えがありますか。何か調査票みたいなものをお渡しして書いてもらうといったような。

事務局：まだ、考えていません。現実的には農家の皆様の負担が増えてしまうのではないということもあります。ただし、先ほど委員もおっしゃっていたように、今後いろいろな施策を進めていく中では、やはり大元のところで、その数値が把握できておりませんと、施策がなかなか進まないという問題がでます。

会長：何かいい手はありませんか。どこかで数字が分かるというような。農家の方は分かると思いますが。

事務局：分かると思います。

会長：所有されている農地面積も分かりますよね。

事務局：はい。ただ、1つの畑を七色畑と言われるように、何種類も栽培しています。それを毎日出荷する度に把握するのは大変なことだと思います。特にレストランと契約している農家は、数十種類もの野菜を委託栽培しているので、把握し切れていません。

委員：ブランド会議に登録されている農家数はどのくらいいらっしゃいますか。

事務局：現在は75戸です。

会長：75戸ですね。

副会長：中には庭先販売の方もいます。

委員：先ほど、●●委員のように袋詰めした場合は、何袋売ったということは把握できたとしても、それをキロ数に直すと、手間がかかります。グラムで計ってい

るものもありますが、キュウリ4本といっても、大きいものや小さいものがあります。ですから、野菜の一品ごとの出荷金額が分からないのです。

会 長：それでは、●●委員、何で把握したらいいでしょうか。

委 員：学生を動員して農家調査をやらせていただくのは、いかがですか。

会 長：そのような調査方法しかないということですね。一番作付けが盛んな時、広く全体に作付けしているのはいつですか。

事 務 局：時期ですか、種類ですか。

会 長：●●委員に調査に来ていただいて、例えば月1回で少しずつやったとしたらいかがでしょう。

委 員：月1回ということでしたら、2年から3年かけて、調査することはできます。

会 長：そういった調査をやるのであれば、お手伝いということで、うちの学校も協力することはできます。

副 会 長：先ほど、●●委員がレストランで食事をしたら、見たことのないようなやさいが「鎌倉やさい」と言って出てきた、それで何人かの直売所に出している方に聞いたら、そんなものは作っていないと言う話が出ましたが、レンバイに出荷している方たちも、高齢化が進んでいます。おばあさんと2人でやっている人、後継者がいて非常に熱心にやっている人、いろいろな人達があります。年間通して百種類以上の野菜を作っている熱心な人は、私たちが見てもわからないような、サラダ用の葉物であるとか、ニンジンにしても赤・黒・紫・黄色とあって、それはものすごい数ですが、無駄も多いのです。作物の栽培は、適期に播種して適期に採るということが、種の袋に書いてありますが、いろんなことに熱心な人は、端境期をずらして作ってみたりして、賭けのようなこともします。上手くいく時もあれば、失敗もあります。また、先ほども出たように、鳥獣被害の被害にあったりします。ですから、本人はどうにかなるだろうと言いますが、生産数量など把握し切れないのが現状だと思います。何しろ、年間百数十種類ですよ。ですから、熱心な方たちは、レンバイが4日に一度ですが、行って帰ってきたら、必ず何かを播種しているという状況です。自分でも何を蒔いたのかわからなくなっていると思います。しかし、生産履歴などのために記録はあると思いますが、数量に関して調査をするのは厳しいと思います。

今回のような原子力発電所の事故が起こった場合に、ある程度、数量的なものを把握していないと、被害が出た場合、補償が出来ないということにもなりかねない。ある程度、数量的ではなく販売金額でも必要であると思います。

会 長：おおよその数値でいいと思いますが。

事 務 局：前回会議の意見の要約として、所得のポイント、農業経営、農業労働力を入れていくといったことが出ていました。やはり、今自分たちがどのような感じで作っているのかということはある程度、把握した方がいいと思います。それで、

こういうところは手伝ってもらう、そうすると収入が得られるのではないか、後継者を育てるためにも、現状をきちんと自分たちの情報として持たないといけないのではないかと●●委員のお力を借りて何とかできないかと思います。

委員：検討させていただきます。

生産の現状をきちんと捉えておかないと怖いということを体験しました。沖縄のことですが、沖縄ブームを追い風にいろいろな農産物をいかに市場に売り出すか、行政は当初流通ばかりを模索していました。その中にシークワサーという小果実があって、沖縄では畑で「生産」していない農作物で、庭樹としてあるか、あるいは山の上で「自生」あるいは「半栽培」していました。このシークワサーには、「ノビレチン」という物質が含まれていて、これが発ガンを抑制するという物質だということが判明し、一気にスターに押し上げられてしまったのです。ところが、生産体制が全くないので、そのブームのために、あるもの全てを根こそぎ採っていかれてしまう状態でした。ブームになっている東京ではシャンプーの中にも入っている、飴にも入っている。現場ではそこまで生産量が無いにも関わらず、シークワサーが全国にまかり通っています。この差をどのように埋めて行ったかと言いますと、フィリピンからは「カラマンシー」、台湾からは「四季柑（シキカン）」などが輸入され、これらが混入されることが多々生じました。そのため不当表示で罰せられた事件も生じ、今はきちんとそれを表示することになりました。更に、そうしたブームで産地が逆に崩れてしまっています。というのは、沖縄では山で作っていたものを、生産をするために山から降ろしましたが、そのために逆に病気にかかりやすくなってしまっていて、ちょっと複雑な状況です。

また、沖縄の「島野菜」もすごいブームになりましたが、もともとはオバアの家の庭で採れるもの。そこから次々にブームにするものですから、畑ではそればかり単作をするという、非常にいびつな生産体制になってしまい、小規模・中規模でこそ多様性が維持されてきたものが崩れていってしまいました。あるものはブームによる乱獲で消滅の危機にさらされたものもあって、ブームはそのような怖い状況を作っています。

「鎌倉やさい」は、住民の方と、地産地消という形でやってきているので大丈夫だと思いますが、マスコミが仕掛けるブームというものは本当に怖いので、しっかりと生産体制だけは整えておくべきだと思います。ブームの時だけ持ち上げられて、ブームが去るとストーンと落とされてしまうということがあるので、その辺りは気を付けられた方がいいと思います。

会長：今、委員のおっしゃった通り、やはり、どこかで生産量をきちんと把握しておかなければいけないと思います。こんなに量があるはずがないのにとということになります。

- 委員：その土地の特産物を全国に流通させるということ自体がおかしいと思います。そこに行かないと食べられないというように限定していかないといけません。インターネットで注文したら、居ながらにして、はるか離れたところのものを美味しく食べられるということは思い上がりだと思います。地域のどういう人たちが生産を担っているのか、根本をきちんと把握して、ありがたく頂かなければいけません。
- 会長：そうですね、何でもお金を出せばというのはどうかと。教育や食育というところで、価値観が違うことを知っていかなければならないと思います。
- 会長：何か、簡単に収穫量が把握できる方法があれば。
- 委員：量もそうですが、鎌倉やさいということで、インターネットをみていただくとわかりますが、鎌倉やさいの生産者がネットで販売していることはほとんどないと思います。誰かがそれを手にかけてやっているようですが、逆にそこに誰が納めているかという、今の段階で調査していませんし、野菜にもDNAがあるのでそれを調べる方法があればいいのですが、その調査機関もありません。そういう状況なので、鎌倉ブランドとしては、マークを使うことに関しては厳しくしておきたいのです。マークを使っているもの以外の野菜に関しては、鎌倉やさいではないという方向へ持っていこうと思っています。
- 会長：今はネット販売されていないのですか。
- 委員：ネット販売は、結構しています。農家から直接販売はしていませんが、楽天などにあります。誰がそこに納めているかということになります。
- 会長：今、委員がやっておられる、鎌倉ブランドの75戸については今のような形はとっていないのですね。
- 委員：そこまでの調査はしていません。今後、鎌倉ブランドの方で管理していかないといけないと思っています。
- 会長：それはやっておいていただかないといけません。
- 委員：やっておいたほうがいいのかということでしょうか。
- 会長：はい。
- 委員：出荷先をネットで流しているかどうか、市で調査していただくことはできないでしょうか。
- 事務局：農家がネットで販売しているというのは、聞いたことがありません。
- 会長：その辺りは調べてみていただけますか。
- 事務局：わかりました。
- 会長：それでは議題の（3）鎌倉の農産物の調査についてはそういったところよろしいでしょうか。何かご質問等はございますか。何か調査をかけなければならぬ、そういった人海戦術であれば大学は得意です。それでは、議題はこの3つですが、その他に、事務局から何かありますか。

- 事務局：特にありません。次回の協議会ですが、10月頃を予定しております。
- 会長：鎌倉は、3月11日の地震による、建物などの全体的な影響はありましたか。
- 事務局：直接的な影響はありませんでした。
- 委員：福島第一原発事故の後、足柄茶の被害ということがありましたが、鎌倉にまで、放射性物質がきているのでしょうか。
- 事務局：県内産の野菜、あるいは水産物ですが、福島第一原発1号機が水素爆発した直後とその数日後に降った雨により、一時的に神奈川県内の空気中の放射性物質が増えましたが、土壌からはほとんど影響が出るような数値は検出されませんでした。ところが、お茶だけは植物の構造上の問題といいますか、県の発表によりますと、古葉についての放射性物質が新芽のほうに移ったということで、新芽から暫定基準値を超える放射性セシウムが検出されたということです。
- 委員：まだ完全な検査が出来ているわけではありませんが、特にお茶は特殊で、放射性物質が非常に検出されやすかったのは事実だと思います。
お茶の場合は常緑樹ですから、去年の葉が全部残っていて、放射性物質が降っているところを被爆面といますが、古葉に全部積もりやすいというのは事実で、土壌から採取しているセシウムの量から換算すると新芽に移っている量がかかなり多いので、それから考えられるのは古葉から新芽に移ったのではないかと思います。昔から、一番茶は古葉の栄養を使って新芽を出すと言われていまして、二番茶以降になると根の力を使って栄養分を吸って大きくなると言われていますので、どうしても古葉から放射性物質が移ってきたらしいということで、かなり疑わしいというようなことです。
- 事務局：他の野菜についても教えてください。
- 委員：他の野菜では、ホウレンソウやコマツナは比較的被爆しやすいと言われていますが、それについては水素爆発した直後は放射性ヨウ素が検出されましたが、4月20日頃から大分数値が低くなってきて、現在は不検出という状況です。最近では、小田原のウメから放射性物質が若干量検出されているということですが、もちろん健康に影響が出るような数値ではございません。その後、ほとんどの作物から放射能物質は検出されていないという状況です。
- 事務局：野菜及び水産物については、500ベクレルが放射性セシウムの暫定規制値ということですが、それをはるかに下回る数値しか出ておりません。今のところ県内ではお茶以外について、暫定基準値を超えた放射能物質は検出されておりません。鎌倉も、おととい遊休農地で栽培したカボチャを学校の給食に使うということで事前に検査をしたところ、放射性物質については不検出でした。検査結果を今朝ホームページで公表しました。
- 会長：わかりました。何かございませんか。なければ、本日の会議はこれをもって閉会とさせていただきます。